

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

| | | |
|-------------|---|------------|
| No | 4 | 府省庁名 国土交通省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | |
| 要望項目名 | 民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充 | |
| 要望内容（概要） | <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地方都市の生活機能の立地誘導に資する事業の支援強化のため、民間都市開発推進機構の行う業務について、以下のとおり拡充する。 民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第1号に規定する業務（以下「参加業務」という。）を次のとおり拡充する。 ・民間都市開発推進機構による金融支援限度額の算定対象となる施設（市町村が誘導すべき都市機能として定めた施設）を追加（都市再生特別措置法の改正により、同号の読替え規定を措置。）。 ・特例措置の内容 上記に掲げる業務に伴い民間都市開発推進機構が行う不動産販売業、不動産貸付業について収益事業の範囲から除外する。 | |
| 〔関係条文〕 | 〔法人税法第2条第1項第13号、令第5条第1項第2号・第5号〕 | |
| 減収見込額 | [初年度] 0 (-) [平年度] ▲3 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円) | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再興の実現を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>これまで都市は、人口の流入等により市街地が急速に拡大してきたが、今後、人口の急速な減少が予想され、拡大した市街地に住民が点在して居住することになり、都市において提供される生活機能が低下し、地域経済・活力が衰退する恐れがある。</p> <p>こうした中、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、コンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導を行い、人口が減少する中でも都市の活力の維持・向上を図ることとされているところ。</p> <p>このため、公共交通等の既存ストックが充実しているエリアなどを都市機能誘導区域として市町村が指定し、市町村が誘導すべき都市機能を定めた上で誘導のための施策を講じる仕組みを創設したところ。当該新たな制度の下で民間都市開発推進機構が行う参加業務について、当該業務の支援限度額の算定方法を見直して、市町村が誘導すべき都市機能として定めた施設の整備費を算定対象に追加することとしたところ。</p> <p>しかしながら、当該見直しについては、支援限度額が変わるものの、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を目的とするものであること、また、公共施設の整備を伴う事業を対象とするものであることといった本業務の公共性そのものに何ら変更を来すものではない。</p> <p>こうしたことを踏まえ、本措置は、改正都市再生法による読替え後の支援限度額により実施された参加業務に伴い、同機構が行う不動産販売業と不動産賃貸業について、地方税法に規定する収益事業から除外する措置を講ずることを要望するものである。</p> | |
| 本要望に対応する縮減案 | - | |
| | ページ | 4-1 |

| | | |
|-----|------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）（平成25年6月13日閣議決定） 4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし （1）特色を活かした地域づくり</p> |
| | 政策の達成目標 | <p>人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。 人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合（「都市機能集積率」）を前年度比+0%以上とすることを目標とする。</p> |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 恒久措置 |
| | 同上の期間中の達成目標 | 目標値：前年度比+0%以上（毎年度） |
| | 政策目標の達成状況 | <p>都市機能集積率 平成19年度 4.02% → 平成24年度 4.16%</p> |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | <p>適用見込み 平成27年度 1件</p> |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | <p>本特例措置を拡充することにより、民間都市開発推進機構による参加業務が円滑に進められ、都市機能の計画的な配置の推進等を図ることができる。</p> |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 法人税 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | <p>・都市開発資金 （平成27年度予算要求額 50億円）</p> |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | <p>上記の予算上の支援と本特例措置を一体的に講じることにより、都市機能の計画的な配置の推進等を図ることができる。</p> |
| | 要望の措置の妥当性 | <p>民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第1号に規定する参加業務によって同機構が得る収益は、同機構設立時より法人税法施行令第5条によって収益事業の対象外とする措置が講じられているところ。 地方税においても同様の措置を講じない場合、同機構の収益減少等により貸倒リスクへの耐力が失われることから、結果として同機構の金融支援時の適用利率引上げにつながり、低利な資金を供給するという機構の本来の意義が損なわれるおそれがある。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>これまで民間都市開発推進機構が行う参加業務 (87 件)、土地取得・譲渡業務 (227 件)、融通業務 (342 件) 等に関して収益事業から除外する措置が講じられ、それぞれ優良な民間都市開発事業の推進に寄与してきたところ。</p> |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>-</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p> | <p>本特例措置を拡充することにより、民間都市開発推進機構による参加業務が円滑に進められ、都市機能の計画的な配置の推進等を図ることができる。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>-</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>-</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>新規</p> |